

## 白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年12月6日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和6年12月6日(金)午後3時15分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員  
1番 小野 真一      2番 市川 博      3番 清水 哲治  
4番 杉谷 孫司      5番 南 喜久治      6番 後呂 豊  
7番 尾崎 義治      8番 福田 博保      9番 鈴木 隆文  
10番 木戸 孝      11番 藤原 久恵      12番 山本 孝一  
13番 柏木 彰文      14番 大平 倫生
5. 欠席委員 なし
6. 事務局  
局長 古守 繁行      係長 柳原 克彰      主事 赤井 志央  
主事 古谷 亨弘
7. 議事日程  
開会  
議事録署名委員の指名  
議事  
報告第24号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
報告第25号 農地使用貸借の合意解約について  
報告第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による  
農用地貸付先の変更について  
議案第32号 非農地証明について  
議案第33号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第34号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第35号 農地中間管理機構による農用地の買入斡旋について  
議案第36号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
その他

### 8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から12月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですが、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。4番の杉谷 孫司委員と11番の藤原 久恵委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

4番委員 はい。

11番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第24号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第24号 農地法第18条第6項の規定による合意解約についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外2筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇です。賃借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和6年11月8日解約したものです。2ページに位置図がございます。

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。番号2。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。賃借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、賃貸人〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和6年11月18日解約したものです。

続きまして、議案書の4ページをお願いいたします。番号3。対象地は〇〇外1筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は農地の売買のため、令和6年11月20日解約したものです。なお、当該地につきましては、後ほど議案第35号1番で、ご審議いただく予定です。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。番号4。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。賃借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、賃貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和6年11月15日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長           ご意見ご質問がないようですので、報告第 24 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 25 号 農地使用貸借の合意解約について事務局から説明願います。

係長           はい。報告第 25 号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の 6 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇外 1 筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和 6 年 11 月 15 日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長           事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員           意見なし。

議長           ご意見ご質問がないようですので、報告第 25 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の変更について事務局より報告願います。

係長           はい。報告第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の変更についてご報告いたします。議案書の 7 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 14 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

                  続きまして、議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 13 年 7 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

                  続きまして、議案書の 9 ページをお願いいたします。番号 3。対象地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 10 年 6 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

                  続きまして、議案書の 10 ページをお願いいたします。番号 4。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日か

ら令和 14 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の 11 ページをお願いいたします。番号 5。対象地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 10 年 1 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の 12 ページをお願いいたします。番号 6。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 15 年 5 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稲・野菜栽培です。

続きまして、議案書の 13 ページをお願いいたします。番号 7。対象地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 14 年 10 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の 14 ページをお願いいたします。番号 8。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 11 年 2 月 28 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の 15 ページをお願いいたします。番号 9。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 12 年 12 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の 16 ページをお願いいたします。番号 10。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 14 年 10 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の 17 ページをお願いいたします。番号 11。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 8 年 5 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 12。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 8 年 5 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稲・野菜栽培です。

続きまして、議案書の 19 ページをお願いいたします。番号 13。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 11 年 2 月 28 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 26 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第 32 号 非農地証明について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 32 号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の 20 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、地目は台帳が畑、現況が山林。面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳と〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は当該地は相続により取得しましたが、前所有者が相続した昭和 41 年頃から耕作しておらず、現在に至っておりますとのことです。なお、12 月 2 日に会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。

続きまして、議案書の 21 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇外 2 筆で、地目は台帳が畑、現況が宅地。面積は合計〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は当該地は、建物図面等で確認したところ昭和 44 年当時から宅地であり、現在に至っておりますとのことです。なお、12 月 3 日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議はありませんが、地目が畑にも関わらず、家を建てることは問題ではありませんか。

係長 土地家屋調査士によると、地目が畑であっても家を建てることはできるとのことです。しかし、農業委員会としては違反転用になりますので、是正措置を取らなければいけない案件になります。しかしながら、当該家屋が建てられたのは約 50 年前のことであり、当時の資料が無いため、建てられた経緯は不明です。事務局としては、付近の耕作者の同意が得られており、耕作地への影響が無いと思われしますので、了承して良いのではないかと考えています。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 32 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。3 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 22 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の設定で、借人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は貸人においては、経営移譲年金を受給するため、息子である借人と使用貸借契約を結びたいと考え、本申請に至りましたとのこと、借人においては、当該地の貸与を受けて自らの意思で作付け、栽培の計画を立てて営農に励むため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 23 ページをお願いします。番号 2。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況が畑。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地は宅地造成の目的で取得しましたが、業態転換により未活用のまま放置されており、農地として活用してくれる人に譲渡したいと考えたため、本申請に至りましたとのこと、譲受人においては、自営業の経営の中心を子に譲ったことで時間ができ、当該地で果樹栽培をしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 24 ページをお願いします。番号 3。申請地は〇〇外 4 筆で、地目は〇〇が台帳・現況ともに畑、それ以外の〇〇の 4 筆が台帳・現況ともに田。面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地について譲受人が提起した売買代金返還請求訴訟について、所有権移転することで和解が成立したことにより、本申請に至りましたとのこと、譲受人においては、当該地について譲渡人に対して提起した売買代金返還請求訴訟について、所有権移転することで和解が成立したことにより、本

申請に至りましたとのこと。令和〇年〇月〇日の〇〇で和解成立したものです。25 ページに位置図がございます。また、書類を精査したところ、全て農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力・技術」などがございます。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 3 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 33 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 26 ページをお願いいたします。番号 1。〇〇外 1 筆で、地目は台帳は〇〇が田、〇〇が畑、現況はいずれも畑で、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴います太陽光発電施設への転用申請です。申請理由は譲渡人については、遠方に居住しており、当該地で耕作する見込みがなく、維持管理に苦慮していたところ、譲受人より申出があったため、本申請に至りましたとのこと、譲受人については当該地を太陽光発電施設用地として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのこと。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第 3 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などで

す。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。  
～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。  
〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

〇〇委員 今回のように、所有権移転を伴う太陽光発電施設の場合、設置後の管理ができていないことがあります。例えば草刈りができていない場合、農地でない以上、農業委員会では指導ができません。生活環境課でも、同じような案件が多いため、対応できていません。他市町村で太陽光発電施設の設置を規制している事例はないのですか。

局長 事務局でも、ご指摘の規制を探していますが、良い事例が見つかっていません。ただ現行法上、太陽光発電施設の設置は権利であり、それを制約することは難しいと思います。

〇〇委員 管理できている施設では、施設全体をフェンスで囲い、警備会社と契約して定期的な巡回を行っています。また、管理人が年に数回、除草剤を使って草が生えないように管理しています。管理人を置くことが必要だと思います。

〇〇委員 太陽光発電施設で草が生い茂った場合、イノシシなどの住処になり、付近の田畑へ鳥獣被害が生じる恐れがあります。草刈りについては、何らかの対策はして欲しいと思います。

〇〇委員 草刈りをきちんとしている施設でも、台風で太陽光パネルが飛ぶことがあります。危ないので下手に触ることができませんし、片付ける必要があるので、持ち主が分かることが重要だと思います。

係長 設置の申請時にこうした懸念を伝えるようにしたいと思います。また規制についても、今後も引き続き良い事例を探していきたいと思います。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 色々な懸念はございますが、異議なしとのことでございますので、議案第 34 号

につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 35 号 農地中間管理機構による農用地の買入斡旋について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 35 号 農地中間管理機構による農用地の買入斡旋についてご説明いたします。これは、農地中間管理機構の特例事業の農地売買等事業によるものです。簡単な内容については、お手元に資料「公益財団法人和歌山県農業公社」をお配りしています。原則として農業委員会の「あっせん」等により、県農業公社が、出し手農家等の農地を買入れ、相手先、受け手農家へ売渡す事業でございます。事務手数料として、出し手と受け手農家がそれぞれ、売買価格の 1 パーセントの負担が必要ですが、売買に伴う契約・登記等の事務手続きの軽減、また出し手農家の不動産譲渡所得税が 800 万円まで特別控除されるなどのメリットがあります。なお、この農用地の買入斡旋の申し出を承認した際は、受け手農家を選考するあっせん委員を 2 名以上選任した上で、公社へ事業を要請します。その要請を公社が審議し、承諾したあと、あっせん委員により、受け手農家としての「売渡し適格者」の選考を行うこととなります。そのため、「あっせん委員」については、担当地区割りどおり、当該地の区域の農業委員及び推進委員さんを選任したいと考えています。それでは、議案書の 27 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 1 筆で、地目は台帳・現況ともに田で、面積は合計〇〇㎡で、いずれも農業振興地域計画内の農用地区域です。出し手農家となる申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は当該地を相続にて取得しましたが、農業を営んでおらず手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのこと。なお、現地確認は、12 月 2 日に事務局で行いました。また、申請人から聞き取りも行い、遠方に住んでおり、農地を管理することが出来ず、農地の有効活用のために農地中間管理機構の農地売買等事業によるあっせんを行うことは妥当と判断しています。公社の事業要請などについては、事前に公社との協議も済ませております。一般買入ですので、事務手数料は 1 パーセントとなります。また、「あっせん委員」については、〇〇地区ですので、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員を選任したいと考えています。以上です。ご審議よろしく願います。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 35 号につ

きましては、申請通り承認いたします。また「あっせん委員」には、〇〇地区の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員を選任しますので、事務局に調整していただき売渡し適格者の選考をお願いします。それでは、今後のスケジュールについて、事務局より説明願います。

係長 はい、只今承認いただきました申請地について、県農業公社にあっせん事業要請を行い、内容等を公社で審議し妥当であれば「農用地等買入承諾通知」があり、1月の農業委員会で、農地法第3条第1項第13号の規定による届出の報告をさせて頂き、1月中に出し手農家と公社間の売買契約の締結を進めるとともに、「あっせん委員」と調整して売渡し適格者の選考を行う予定です。その後は、2月の農業委員会で「農地中間管理機構による農用地の売渡斡旋について」上程し、承認されれば、3月の農業委員会で「農地法第3条の規定による許可について」上程し、承認後、受け手農家と公社間の売買契約の締結等となる流れです。以上、順調に進めた場合の予定のスケジュールです。場合によっては、もう少し期間を要すこともありますので、ご理解下さい。説明は以上です。

議長 今後の事務手続きについて説明がありましたので、「あっせん委員」と調整して進めていただくということで、議案第35号につきまして、終わります。

続きます、議案第36号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第36号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の28ページから29ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は5件、18筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっています。

続きます、詳細についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇外5筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年1月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きます、議案書の31ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇外3筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年1月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きます、議案書の32ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇外3筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年1月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きます、議案書の33ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇外2

筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年1月1日から7年9カ月間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の34ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年1月1日から9年10カ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番から4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第36号につきまして、計画の決定を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 はい。  
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～  
～令和6年度白浜町農業委員会視察研修の報告について、説明した。～  
～白浜町農業委員会新年会について、説明した。～  
～令和7年用ファイルの配布について、説明した。～  
～2025年版 農業委員会手帳の配布について、説明した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和7年1月10日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館2階大会議室での開催を予定しております。それでは、本

日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。  
～大平会長は、午後 3 時 15 分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。